

宮城県公安委員会告示第164号

宮城県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成30年宮城県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）の規定により、宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等を次のとおり定め、令和6年1月4日から施行する。ただし、2-(2)及び別表遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）の項の規定は、令和6年2月1日から施行する。

なお、これに伴い、宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等（令和4年宮城県公安委員会告示第153号）は、令和6年1月4日をもって廃止する。

令和5年12月22日

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

- 1 規則第4条第1項第2号に規定する別に定める申請等は、別表の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。
- 2 規則第4条第3項ただし書に規定する措置は、別表の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、次の各号に掲げるいずれかの措置とする。
 - (1) 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この2において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下この2において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下この2において「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置
 - (2) あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて申請部分に接続する措置
- 3 規則第6条の場合において、規則第4条の規定により申請等を行う者は、書面等（規則第6条に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号に規定する別に定める処分通知等は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項（同項ただし書の規定による申請に限る。）の規定に基づく処分通知等とする。
- 5 規則第11条第1項の公安委員会等が定めるものは、別表の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

別表

法 令 等	規 定
道路交通法 (昭和35年法律第105号)	第74条の3第5項 第78条第1項、第4項及び第5項
道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号)	第5条第1項 第8条第1項 第8条の5第1項
宮城県道路交通規則 (平成13年宮城県公安委員会規則第1号)	第7条第3項 第16条
古物営業法施行規則 (平成7年国家公安委員会規則第10号)	第14条の2
警備業法 (昭和47年法律第117号)	第9条 第10条第1項 第16条第2項及び第3項 第17条第2項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則 (平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律 (平成28年法律第9号)	第10条第3項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成13年法律第57号)	第8条第1項
遺失物法施行規則 (平成19年国家公安委員会規則第6号)	第26条 第28条第2項及び第3項(第1号イ及び第2号イを除く。)

第31条第1項

第32条

第33条第1項

第41条